

日時：令和7年(2025年)8月4日(月) 14:00～  
場所：横須賀市役所消防局庁舎3階 消防第3会議室

## 第21回 横須賀市環境審議会温暖化対策推進部会

### 1 開会

### 2 議事

議題(1)「ゼロカーボンシティよこすか 2050アクションプラン」の見直しについて

### 3 その他

### 4 閉会

#### ■送付資料

- ・第21回 横須賀市環境審議会 温暖化対策推進部会 会議次第
- ・資料1 部会委員名簿
- ・資料2 事務局職員名簿
- ・資料3 横須賀市環境審議会規則
- ・資料4 横須賀市環境審議会傍聴実施要領
- ・資料5 「ゼロカーボンシティよこすか 2050アクションプラン」の見直しについて
- ・参考資料 「地球を守れ 横須賀ゼロカーボン推進条例」改正(案)

## 横須賀市環境審議会 温暖化対策推進部会委員名簿

	氏名	区分	役職等
1	いま い とし たため 今 井 利 為	学 識 経 験 者 (水産学)	公益財団法人 神奈川県栽培漁業協会専務理事
2	お ぼら しん じ 小 原 信 治	市 民	公募委員
3	かわくぼ しゅん 川久保 俊	学 識 経 験 者 (環境工学)	慶應義塾大学准教授
4	かわ な まさ たか 川 名 優 孝	学 識 経 験 者 (エネルギー・環境)	東京海洋大学産学官連携研究員
5	き もと かず お 木 本 一 雄	市 民 団 体	横須賀市地球温暖化対策地域協議会会長
6	き どう ひろし 佐 藤 廣	事 業 者 (商工業)	横須賀商工会議所 産業・地域活性課課長
7	こ すげ きみ あき 小 菅 君 明	事 業 者 (漁業)	横須賀市東部漁業協同組合組合長
8	☆ まつ もと やす お 松 本 安 生	学 識 経 験 者 (住民参加)	神奈川大学教授

☆：部会長

## 横須賀市環境審議会温暖化対策推進部会 事務局職員名簿

## [事務局職員]

所 属	役 職	氏 名
経営企画部都市戦略課 (ゼロカーボン推進担当)	課 長	佐 野 良 介
同 上	主 査	八 木 宏 道
同 上	主 任	相 澤 優 輝
同 上	担 当 者	江 南 司

## ○横須賀市環境審議会規則

平成8年7月25日規則第47号  
改正 平成23年4月1日規則第7号  
平成24年3月30日規則第7号  
令和元年9月25日規則第23号

横須賀市環境審議会規則を次のように定める。

## 横須賀市環境審議会規則

## (総則)

第1条 横須賀市環境審議会（以下「審議会」という。）の運営については、環境基本条例（平成8年横須賀市条例第26号）に定めがあるもののほか、この規則の定めるところによる。

## (委員)

第2条 委員は、市民、事業者及び学識経験者のうちから市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（平24規則7・一部改正）

## (委員長)

第3条 審議会に委員長を置き、委員が互選する。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

## (会議)

第4条 審議会の会議は、委員長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（平23規則7・一部改正）

## (部会)

第5条 部会は、委員長が指名する委員10人以内をもって組織する。

2 部会に部会長を置き、部会の委員が互選する。

3 部会長は、部会において検討した事項を審議会に報告しなければならない。

4 第3条第2項及び第3項並びに前条の規定は、部会について準用する。

（平23規則7・全改、令元規則23・一部改正）

## (専門委員)

第6条 専門委員は、専門的知識を有する者のうちから市長が委嘱する。

2 専門委員の任期は、担当する特別の事項の調査研究の期間とする。

（平23規則7・追加）

## (その他の事項)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会の同意を得て委員長が定める。

（平23規則7・旧第6条繰下）

## 附 則

この規則は、平成8年8月1日から施行する。

附 則（平成23年4月1日規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年3月30日規則第7号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（令和元年9月25日規則第23号）

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

## 横須賀市環境審議会傍聴実施要領

- 1 この要領は、横須賀市環境審議会（以下「審議会」という。）の傍聴の実施について、必要な事項を定める。
- 2 審議会は原則として公開とする。ただし、審議会の審議内容等の都合により、審議会委員の総意によりこれを非公開とすることができる。
- 3 審議会の傍聴者の定員は原則として 10 人以内とする。  
 なお、開会時刻 10 分前の時点で定員を超えた場合は、抽選で傍聴者を決定し、また、定員に達しない場合は、審議会閉会時まで先着順に受け付ける。
- 4 傍聴希望者は、事務局から傍聴章の交付を受け、これを常時見えるところに着用し、傍聴を終了する際には事務局に返還する。
- 5 傍聴者による写真、ビデオ等の撮影、録音はできない。
- 6 傍聴者が次の事項を遵守せず、かつ、委員長の手示に従わない場合には、傍聴の許可を取り消すことができる。
  - (1) 審議会委員の発言に対し、拍手やその他の方法で賛否を表明しないこと。
  - (2) 話をしたり、笑ったりして騒ぎ立てないこと。
  - (3) はちまき、腕章などをして示威的行為をしないこと。
  - (4) 病気その他の理由により委員長の許可を得たとき以外は、コート、マフラーなどを着用しないこと。
  - (5) 飲食、喫煙をしないこと。
  - (6) 委員長の許可を得たとき以外は、メモ以外の目的で携帯電話等の電子機器を使用しないこと。
  - (7) むやみに席を離れないこと。
  - (8) その他、審議会の秩序を乱したり、会議の妨げになるような行為をしないこと。
- 7 本要領の規定は、部会において準用する。
- 8 審議会の傍聴の実施に関する事務は、環境部環境政策課が行う。

[傍聴章]

No.	環境審議会
傍	聴 章

第21回 横須賀市環境審議会 温暖化対策推進部会

「ゼロカーボンシティよこすか 2050アクションプラン」  
の見直しについて

令和7年8月4日（月）

経営企画部都市戦略課ゼロカーボン推進担当

# 目次

1. 区域施策編における削減目標について
2. 指標・取り組みの見直しについて
3. 促進区域について
4. 今後のスケジュール

# 1. 区域施策編の削減目標について

## (1) パブリックコメント案に向けた事務局の考え

### 【事務局】

- 本計画の策定時には、実施を見込んでいなかった市域に対する施策を追加実施している
- 現状の2029年度▲43%（2030年度▲46% ※国と同じ）の削減目標を1年前倒しし、2029年度▲46%としたい

### 【部会においていただいたご意見】

- パブリックコメント実施の際は、市が意欲を持って取り組むことを説明し、補足として記載してはいかがか



- 計画策定時から追加的な施策を実施していることを踏まえ、野心的な目標として、新たな削減目標を設定し、市として長期目標である2050年度に脱炭素社会(二酸化炭素排出量実質ゼロ)の実現を目指していくという姿勢をより強く示したい

## 2. 指標・取り組みの見直しについて

### (1) 再生可能エネルギー発電設備、蓄電池への助成件数（累計）

#### 【事務局】

- 令和11年度末（計画期間満了時）で、1,760件を新たな目標とする
  - ⇒現状の指標：エコポイントによる助成件数…（1,000件）
  - ⇒追加の要素：「重点」の執行見込み件数……（760件）

#### 【部会においていただいたご意見】

- 新たな指標・現状の指標について、改めて考え方を整理されたい。



- 現状の指標1,000件に、重点対策の執行見込み件数である760件を追加し、指標を上方修正することとした
- 現状の指標である「再生可能エネルギー発電設備、蓄電池への助成件数」の1,000件の妥当性について、改めて整理する

## 2. 指標・取り組みの見直しについて

### (1) 再生可能エネルギー発電設備、蓄電池への助成件数（累計）

#### 【現状の指標について】

- エコポイントの交付対象者は市民（事業者は非該当）
- エコポイントの対象設備のうち、太陽光発電システムと蓄電システムの導入者への交付件数を積算し、指標の進捗を測っている

参考）エコポイント対象設備：エネファーム、窓の断熱改修 ほか

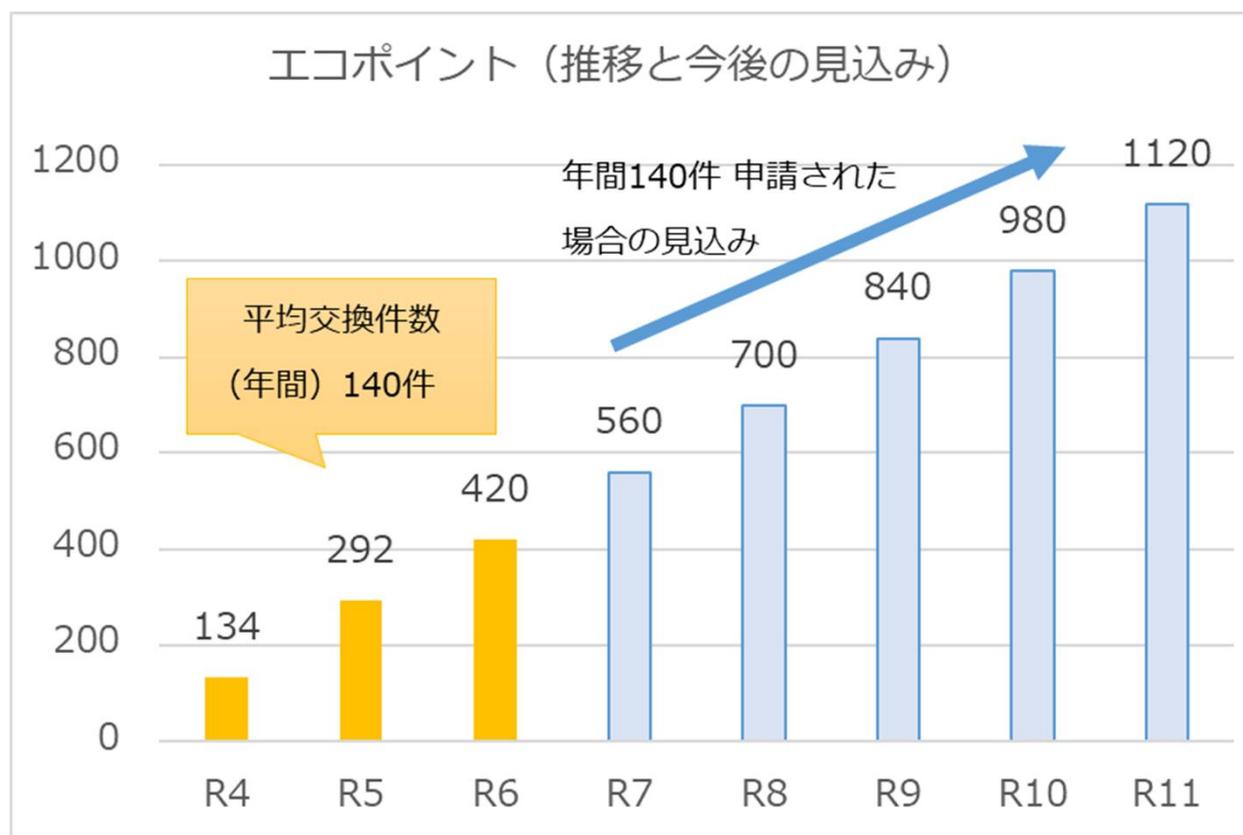
- 計画期間である令和4年度から令和11年度までの8年間で1,000件  
⇒平均 125件／年間助成件数
- 令和4年度から令和6年度までの助成件数は、当初の年間想定助成件数である125件を上回っている状況
  - ・ 令和4年度…134件（太陽光：65件、蓄電システム：69件）
  - ・ 令和5年度…158件（太陽光：73件、蓄電システム：85件）
  - ・ 令和6年度…128件（太陽光：62件、蓄電システム：66件）

## 2. 指標・取り組みの見直しについて

### (1) 再生可能エネルギー発電設備、蓄電池への助成件数（累計）

#### 【現状の指標について】

- 令和4年度から令和6年度までの推移（積み上げ）は以下のとおり



- 当初の目標に対し、概ね順調な推移であるものの、年度ごとに差異があるため、当初目標である1,000件は据え置くこととしたい。

## 2. 指標・取り組みの見直しについて

### (1) 再生可能エネルギー発電設備、蓄電池への助成件数（累計）

#### 【新たな指標について】

- 国の交付金を活用した「重点対策加速化事業費補助金制度」において交付対象としているのは、市民及び事業者
- 「重点対策加速化事業費補助金制度」のうち、市民を対象とした太陽光発電システムと蓄電システムの補助件数を追加し、新たな目標とする
- 市民を対象とした太陽光システムと蓄電システムの補助見込み件数は、令和6年度～令和10年度の5年間で各380件を想定し、100%の執行を目指す



- 現状の指標1,000件(据え置き)に、重点対策の執行見込み件数である760件を追加し、指標を上方修正する
- 再生可能エネルギー発電設備、蓄電池への助成件数(累計)  
⇒(新指標)1,760件

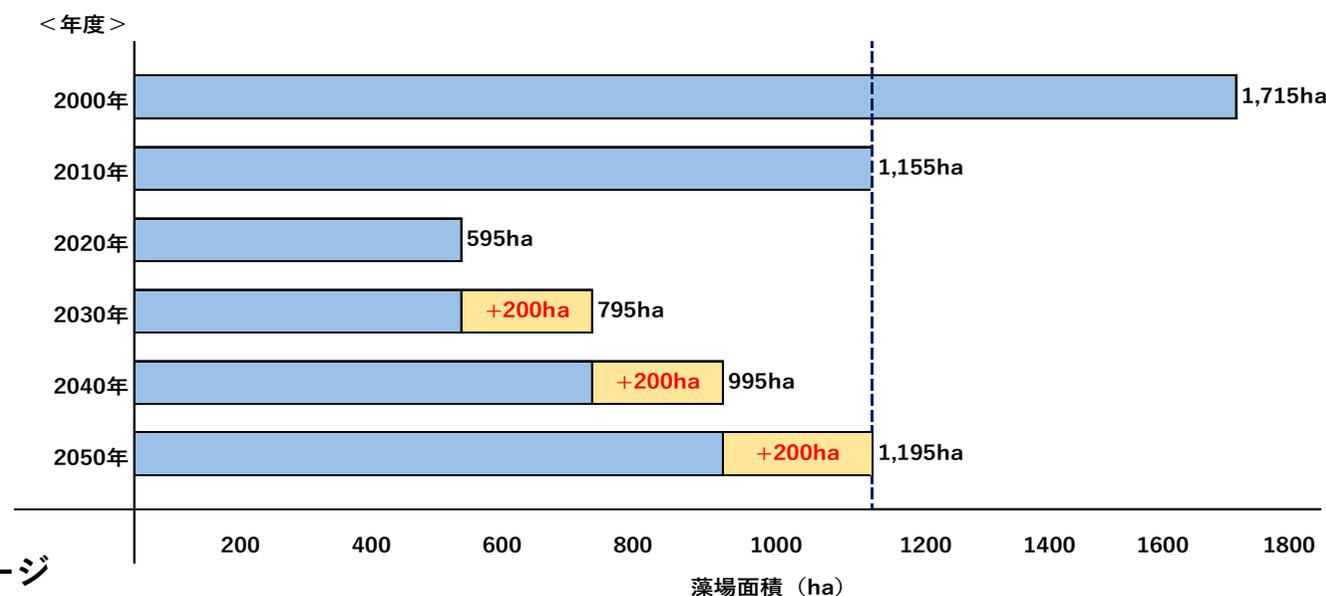
## 2. 指標・取り組みの見直しについて

### (2) 藻場の保全活動対象面積

#### 【現状の指標について】

- 環境省（研究機関）における調査結果から、指標を設定
  - ・ 横須賀区域の藻場面積2000年「1,715ha」→ 2020年「595.8ha」
  - ・ 上記減少幅から計算すると、2010年「1,155.4ha」となる
- 2050年までに、基準とした2010年の藻場の状態に再生するためには、30年間で「560ha」回復させる必要がある

⇒ 計画の目標値：2020年以降「10年ごとに200ha」回復させる



## 2. 指標・取り組みの見直しについて

### (2) 藻場の保全活動対象面積

- 当初想定した以上に、藻場の再生や保全に関する取り組みが難しい状況であり、市独自で測定することも容易ではない。

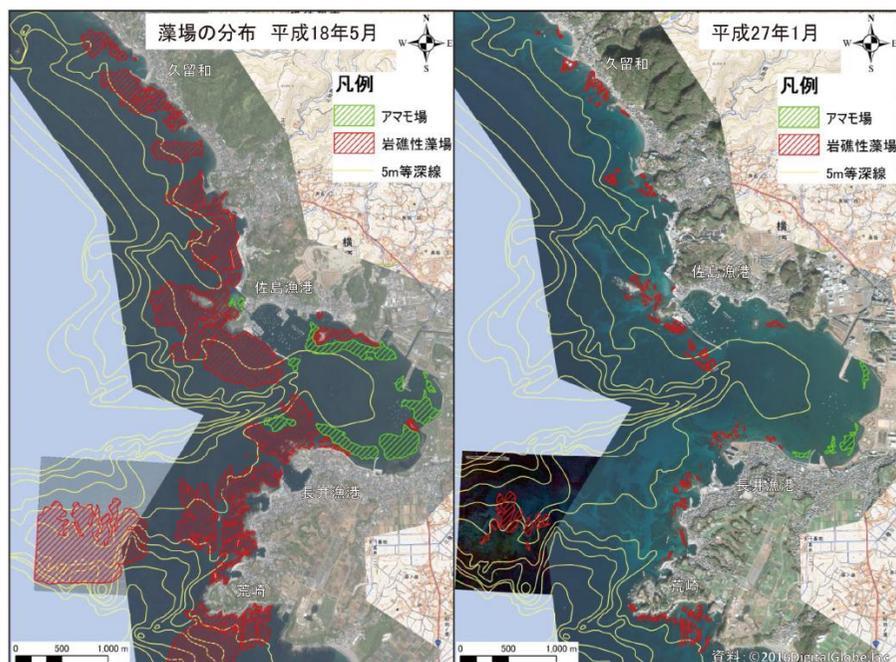
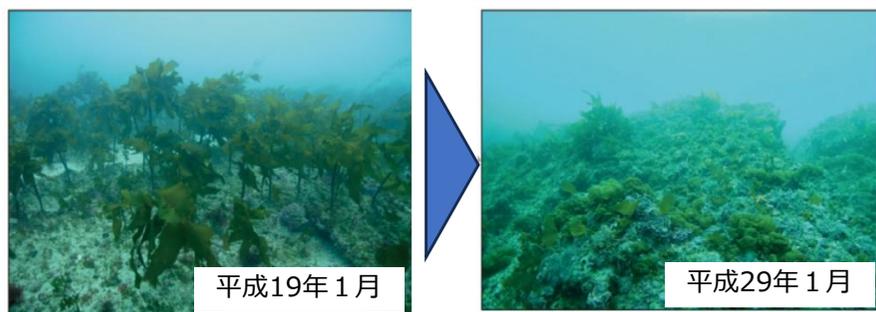


表3 1990年と2022年の神奈川県沿岸における藻場面積

区域	面積 (ha)		
	1990年	2022年 (被度5%以上)	2022年 (被度25%以上)
東京湾側	1,280	1,260	1,150
相模湾側	2,690	580	290
合計	3,970	1,840	1,440

出典：芳山拓・木下淳司（2025）神奈川県沿岸における藻場の分布状況と変遷（神水セ研報第13号）



出典：西部水産振興だより2019.1「甦れ、小田和湾の藻場環境Ⅱ」（一般財団法人横須賀西部水産振興事業団）

## 2. 指標・取り組みの見直しについて

### (2) 藻場の保全活動対象面積

#### 【新たな指標について】

- 市が取り組みを進め、測定可能な範囲を新たな指標として再設定。
- ① 農水産業振興課が長井地先で藻場の回復に取り組む2つのエリア  
合計（岩礁）：25,000m<sup>2</sup>（2.5ha）  
⇒内訳：黒砂エリア：約13,000m<sup>2</sup>、ツブ根エリア：約12,000m<sup>2</sup>
- ② 都市戦略課が相模湾側でアマモ等の植え付け事業に取り組むエリア  
⇒（砂地）：5,000m<sup>2</sup>（0.5ha） 井尻漁港や富浦公園の一部を想定



- 取り組みの難しさ等を踏まえ、計画期間満了までに達成すべき目標として、新指標へ置き替えることとしたい
- 「藻場の回復面積」⇒(新)3ha

### 3. 促進区域（温対法・建築物省エネ法）について

#### (1) パブリックコメント実施に向けたご意見

##### 【事務局】

- 今回の見直しにおいて、温対法、及び建築物省エネ法の促進区域の設定は見送ることとし、継続して審議することとしたい

##### 【部会においていただいたご意見】

- 今回の計画見直しにおける議論を踏まえ、今後「促進区域の設定に向けた議論・検討を進めていくこと」を計画書に位置付けてはいかがか。



- 現行計画にも施策として「再生可能エネルギーの導入促進」が位置付けられている。
- 「再生可能エネルギーの導入促進」の具体的な取り組みの一つとして、今後も「促進区域の検討」を進めていく。
- 毎年取りまとめる年次報告書において、検討した(する)旨、記載することとしたい。

# 3. 促進区域（温対法・建築物省エネ法）について

## （参考）現状の計画書と年次報告書

- 施策ごとに、具体の取り組みを年次報告書としてとりまとめ、記載

【主な施策】

### 施策の分野① 再生可能エネルギーの導入・活用と普及促進

施策の項目	施策
i 新エネルギーなどの導入促進	ア. 再生可能エネルギー（太陽光、バイオマス、風力、水力など）や水素エネルギーなどの普及啓発および導入促進を図ります。

※「ゼロカーボンシティよこすか 2050アクションプラン」（P.46）

基本方針（1）再生可能エネルギー導入・活用の促進  
 施策の分野① 再生可能エネルギーの導入・活用と普及促進

I 新エネルギーなどの導入促進							
ア 再生可能エネルギー（太陽光、バイオマス、風力、水力など）や水素エネルギーなどの普及啓発及び導入促進を図ります。							
施策名	所管部	所管課	令和5年度内容・実績	実施状況	△または×の理由	改善に向けた今後の方針	
太陽光発電、太陽熱利用システム、高効率給湯器などの効果や機器についての情報提供	経営企画部	都市戦略課	国や県からの太陽光発電、太陽熱利用システム、高効率給湯器などの効果や機器について、情報提供を行う	○			
太陽光発電システム等、新エネルギーに関する施設導入への支援	経営企画部	都市戦略課	横須賀市地球温暖化対策地域協議会による、太陽光発電システム、家庭用燃料電池システム、定置用リチウムイオン蓄電システム、窓の断熱改修、HEMSのいずれかの設備・機器を設置・購入した市民に対して、市内協力事業者の商品券等と交換できるエコポイント券を交付する「よこすかエコポイント」を実施 【よこすかエコポイント交換件数】 太陽光発電システム 73件 定置用リチウムイオン蓄電システム 85件 家庭用燃料電池システム 117件 窓の断熱改修 17件 HEMS 21件	○			
太陽光発電事業に係る市施設の屋根貸し事業	経営企画部	都市戦略課	発電規模 池上中学校：22.0kW 大矢部中学校：49.5kW ※平成27年8月より発電を開始 令和5年度の発電実績 98.676kWh/年（2施設合計）	○			
大規模土地利用行為における再生可能エネルギー・省エネルギー設備の導入促進	経営企画部	都市戦略課	大規模土地利用行為連絡調整会議において、再生可能エネルギー・省エネルギー設備の導入に関する意見を提出 令和5年度は、0件（案件なし）	—	該当案件がなかったため	該当案件がある場合は、適切に対応する	
防犯カメラ設置事業	地域支援部	市民生活課	町内会等が防犯カメラを新設または更新するにあたり、従来の電源で稼働するカメラに加え、太陽光エネルギーで稼働するソーラー型カメラに対しても補助金制度を適用し、温室効果ガス発生量の削減を図る。  ソーラー型防犯カメラ：1基	○			

## 4. 今後のスケジュール（予定）

令和7年度	令和7年8月	● 第21回温暖化対策推進部会
	令和7年8月25日	● 第85回環境審議会 ◇ パブリック・コメント（PC）案
	令和7年10月	● 第86回環境審議会 ◇ パブリック・コメント（PC）手続
	令和7年12月	● 第87回環境審議会（答申） PC手続結果報告、計画見直し最終案
	令和8年3月	◇ 計画見直しを市議会への報告
令和8年度	令和8年4月	◇ 運用開始

【改正案】○地球を守れ 横須賀ゼロカーボン推進条例

令和3年9月21日

条例第59号

地球を守れ 横須賀ゼロカーボン推進条例をここに公布する。

地球を守れ 横須賀ゼロカーボン推進条例

目次

前文

第1章 総則(第1条—第8条)

第2章 地球温暖化対策に関する施策の基本方針(第9条)

第3章 地球温暖化対策に関する施策等(第10条—第17条)

第4章 雑則(第18条)

附則

三方を海に囲まれるとともに丘陵地や斜面地などのみどり豊かな横須賀の自然環境は、市民にとっての大きな魅力となっています。

しかし、近年、世界各地において生じている地球温暖化に起因するとみられる猛暑や短時間豪雨、農作物の不作、生態系の変化など、人々だけでなく地球全体に深刻な被害をもたらす気候変動の影響は、本市においても重大な脅威となっています。

このような危機的状況の中、国際条約であるパリ協定の発効により、世界は脱炭素社会の実現に向けて動き出しました。脱炭素社会への移行は、世界が一丸となって取り組むべき課題であり、世界の一員として横須賀に生きる私たちの使命でもあります。

これまで本市では、計画を策定し、低炭素社会の構築や気候変動への適応を推進してきたほか、令和3年1月には、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロとすることを目指す姿勢を示しました。

横須賀が誇るべき豊かな環境を未来へ継承し持続させていくためには、低炭素社会から脱炭素社会へ、これまで以上に大胆な変革が必要不可欠です。市民、事業者、市民団体、行政等のあらゆる主体が危機感を共有し、社会全体が二酸化炭素排出量実質ゼロとなる生活様式及び事業活動へと生まれ変わるとともに、長期に渡って地球環境に影響を及ぼすと考えられている気候変動に柔軟に適応していくことが求められます。

ここに、豊かな自然環境、良質な生活環境及び地域経済振興が共存した脱炭素社会への移行に向けた施策を実効性のあるものとし、市民、事業者、市民団体、行政等のあらゆる主体の責務に基づく役割を明確にし、併せて地球温暖化対策に不退転の覚悟で取り組むため、こ

の条例を制定します。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、脱炭素社会への移行に向けた温室効果ガスの排出量の削減等及び気候変動適応策(以下「地球温暖化対策」という。)の推進について、行動の原則を基本理念として定め、市民、事業者及び市民団体(市民、事業者その他の団体又はこれらの者で組織する団体をいう。以下同じ。)並びに市の責務を明らかにするとともに、地球温暖化対策の基本となる事項を定め、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進することにより、脱炭素社会を実現し、自然環境の保全、生活の安定及び地域経済の発展を図り、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

### (他の条例との整合)

第2条 市は、この条例が本市の地球温暖化対策に関する政策の基本的位置を占めるという認識に基づき、その運用に当たっては、この条例に関係し、かつ、基本事項を定める他の条例と相互に整合するように調整を図るものとする。

### (定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 二酸化炭素排出量実質ゼロ 人の活動に伴って発生する二酸化炭素の排出の量と森林等の吸収源による二酸化炭素の除去の量との均衡がとれた状態をいう。
- (2) 脱炭素社会 二酸化炭素排出量実質ゼロを達成し、かつ、生活の質の向上及び持続可能な経済の発展が可能となった社会をいう。
- (3) 温室効果ガス 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)第2条第3項に規定する温室効果ガスをいう。
- (4) 温室効果ガスの排出量の削減等 温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化等地球温暖化の防止を図るための施策又は取組みをいう。
- (5) 再生可能エネルギー エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律(平成21年法律第72号)第2条第3項に規定する再生可能エネルギー源を利用して得ることができるエネルギーをいう。
- (6) 気候変動適応策 気候変動(地球の大気組成を変化させる人の活動に直接又は間接に起因する気候の変化であって、比較可能な期間において観測される気候の自然な変動に対して追加的に生ずるものをいう。以下同じ。)の影響に適切に対処するための施

策又は取組みをいう。

(基本理念)

第4条 脱炭素社会への移行に向けた地球温暖化対策の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 日常生活及び事業活動において、二酸化炭素排出量実質ゼロが達成されるよう、社会経済システムの転換を図ること。
- (2) 市民、事業者及び市民団体並びに市が、脱炭素社会を実現することの重要性を認識し、それぞれの責務を自覚して積極的に取り組むこと。
- (3) 温室効果ガスの排出量の削減等を図るとともに、社会及び経済の課題の解決に貢献すること。
- (4) 気候変動適応策の推進に資する地域に存する多様な資源を有効に活用するとともに、気候変動適応策を通じ、地域における課題の解決に貢献すること。

(市民の責務)

第5条 市民は、前条に規定する基本理念(以下単に「基本理念」という。)に基づき、日常生活において、温室効果ガスの排出量の削減等のために必要な措置を積極的に講じて、脱炭素社会への移行のために役割を果たすとともに、他の者が実施する地球温暖化対策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念に基づき、事業活動において、温室効果ガスの排出量の削減等のために必要な措置を積極的に講じて、脱炭素社会への移行のために役割を果たすとともに、他の者が実施する地球温暖化対策に協力するよう努めなければならない。

(市民団体の責務)

第7条 市民団体は、基本理念に基づき、その活動において、温室効果ガスの排出量の削減等のために必要な措置を積極的に講じて、脱炭素社会への移行のために役割を果たすとともに、他の者が実施する地球温暖化対策に協力するよう努めなければならない。

2 環境の保全を図る活動を行うことを主たる目的として組織された市民団体は、その活動を通じて、地球温暖化対策に関する市民及び事業者の理解が深まり、これらの者の地球温暖化対策に対する参加と協働が促進される取組みを行うよう努めなければならない。

(市の責務)

第8条 市は、基本理念に基づき、脱炭素社会への移行のための総合的かつ計画的な地球温暖化対策を策定し、及び実施するものとし、地球温暖化対策の策定及び実施に当たっては、

地球温暖化対策に関する活動への市民、事業者及び市民団体の参加及び協力を促し、これらの意見を適切に反映させるものとする。

- 2 市は、市民、事業者及び市民団体が脱炭素社会への意識及び関心を高め、地球温暖化対策に積極的に取り組むことができるよう、社会的気運が醸成されるための取組みに努めるとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 市は、市の事務及び事業に関し、地球温暖化対策のために必要な措置を講ずるものとする。

## 第2章 地球温暖化対策に関する施策の基本方針

第9条 市は、基本理念に基づき、次に掲げる事項を基本として、地球温暖化対策の具体的な施策を策定し、及び実施するものとする。

- (1) 再生可能エネルギーの普及やエネルギーの使用の合理化の促進、温室効果ガスの排出量のより少ない移動手段の選択等、温室効果ガスの排出量の削減に関する施策を推進すること。
- (2) 二酸化炭素の吸収作用及び固定作用を有する森林や藻場等の保全及び活用に関する施策を推進すること。
- (3) 地域の特性を踏まえ、気候変動の影響による被害の軽減又は回避に関する施策を推進すること。

## 第3章 地球温暖化対策に関する施策等

(地球温暖化対策実行計画)

第10条 市長は、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に実施するため、脱炭素社会への移行に向けた地球温暖化対策に関する計画(以下「地球温暖化対策実行計画」という。)を策定するものとする。

- 2 地球温暖化対策実行計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - (1) 地球温暖化対策実行計画の実施期間、温室効果ガスの総排出量の削減目標その他地球温暖化対策に関する基本方針
  - (2) 温室効果ガスの排出量の削減等に関する具体的な施策
  - (3) 気候変動適応策
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、地球温暖化対策を推進するために必要な事項
- 3 市長は、地球温暖化対策実行計画を策定し、又は変更しようとするときは、市民、事業者及び市民団体の意見を反映するよう努めるとともに、環境基本条例(平成8年横須賀市条例第26号)第22条第1項に規定する横須賀市環境審議会の意見を聴くものとする。

4 市長は、地球温暖化対策実行計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 市長は、本市の区域内における温室効果ガスの総排出量並びに地球温暖化対策の実施状況及びその評価について、年次報告書を作成し、公表するものとする。

(再生可能エネルギーの普及の促進)

第11条 市は、再生可能エネルギーの利用の拡大を図るため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

(1) 再生可能エネルギーの導入を促進するための施策

(2) 再生可能エネルギーである電気又は再生可能エネルギーである電気に相当するものとして環境価値が付与された電気の購入を促進するための施策

(3) 再生可能エネルギーに相当するその他のエネルギーの利用を促進するための施策

(民生部門・産業部門におけるエネルギーの使用の合理化)

第12条 市は、日常生活及び事業活動に伴うエネルギーの使用の合理化(一定の目的を達成するためのエネルギーの使用に際して、より少ないエネルギーで同一の目的を達成するために、徹底的に効率の向上を図ることをいう。)を促進するため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

(1) エネルギーの消費量がより少ない電気、ガスその他のエネルギーに係るエネルギー消費機器の優先的な購入を促進するための施策

(2) エネルギー消費機器及び水道水の適切な使用により、これらの使用に伴うエネルギーの消費量を抑制するための施策

(3) エネルギー消費量がより少ない役務を優先的に利用するための施策

(4) 環境マネジメントシステム(環境に配慮した事業活動を自主的に進めていくための目標を設定し、当該目標を達成するための取組みを推進するための仕組みをいう。)を事業者に普及させるための施策

(5) 住宅、事務所、工場、その他の建築物及びその付帯設備のエネルギー消費量を抑制するための施策

(運輸部門におけるエネルギーの使用の合理化)

第13条 市は、移動手段の選択等による温室効果ガスの排出量の削減を促進するため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

(1) 自動車等(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第2項に規定する自動車及び同条第3項に規定する原動機付自転車をいう。以下同じ。)を使用する者の公共交通機関、

自転車及び徒歩その他温室効果ガスの排出量の削減に資する移動手段の利用への転換を促進するための施策

- (2) 温室効果ガスを排出しない自動車等又は温室効果ガスの排出量が相当程度少ない自動車等の導入を促進するための施策
- (3) 電動車等(電気を全部又は一部の動力源とし、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えている自動車等をいう。)にエネルギーを供給する設備の設置を促進するための施策
- (4) 自動車等を使用する者が環境に配慮した運転を行うことを促進するための施策  
(温室効果ガスの吸収源の利用)

第14条 市は、前3条に規定する温室効果ガスの排出量の削減に関する施策を積極的に実施し、及び二酸化炭素排出量実質ゼロの達成に資するため、市民、事業者及び市民団体の森林や藻場の二酸化炭素の吸収作用及び固定作用に関する理解が深まるよう取り組むとともに、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- (1) 森林の適切な保全及び整備並びに市街地における緑化及び農地の適切な保全を推進するための施策
- (2) 藻場の再生、保全及び活用等を推進するための施策
- (3) 地球温暖化対策により削減され、又は吸収された温室効果ガスの量を、他の者の温室効果ガスの削減の量とみなすことができるようにする取引を促進するための施策  
(気候変動への適応)

第15条 市は、次に掲げる気候変動適応策を重点的かつ効果的に推進するものとする。

- (1) 気候変動の影響を踏まえた水害その他の自然災害の予防及び市民啓発を図る施策
- (2) 気候変動の影響を踏まえた熱中症の予防及び市民啓発を図る施策
- (3) 気候変動の影響に関する情報の収集並びに効果的な気候変動への適応に関する調査及び研究  
(広域的な連携)

第16条 市は、市民、事業者及び市民団体、国、他の地方公共団体及び関係行政機関並びに大学その他の教育研究機関と広域的に連携し、及び協働して、地球温暖化対策の効果的な推進に努めるものとする。

(財政上の措置)

第17条 市は、脱炭素社会への移行に向けた施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

#### 第4章 雑則

(この条例の見直し)

第18条 この条例は、その運用状況、地球温暖化対策に係る技術水準の向上、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例施行の日以後5年以内に見直しを行うものとし、以後5年以内ごとに見直しを行うものとする。

#### 附 則

この条例は、令和3年10月1日から施行する。